（本號十頁）　（三日分遞送料共一月十五日）　明治二十七年十二月十八日　第四千百五十五號　（定價金貳錢五厘）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり　時事新報社電話番號　四番

明治廿七年十二月十八日火曜日
第千四百五十五號
（西暦一千八百九十四年）
第六百九十三年
三百五十三日
十三日

日出午前六時四十七分　日入午後四時十一分
月出午後九時三十分　月入午前十一時二十分

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘〇一箇月　前金五十錢〇三箇月　前金壹圓四拾五錢〇六箇月　前金貳圓八拾五錢〇一箇年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末一切休刊ヲ）

●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て還戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事を御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦塩斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（府內）

一行五號活字四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき筈に付豫め廣告依頼者諸君に公告す

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を養送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡から ず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せず嘗も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを願ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

降伏を納るゝに必要の一事

日清の戰爭は朝鮮獨立の問題に基て端を開きたれども其原因を尋ぬれば決して一朝一夕の故に非ず支那人が種々の無禮を働き恰も日本に對して戰を挑ひの擧動を憤たるは十數年のことにして其事實は一にして足らず吾々日本人の常に切齒に堪へずして一日も忘れざる所なれども只東洋全局の平和を維持するが爲めに忍ぶ可らざるを忍んで隱忍屈辱、以て年月を經過する中に偶〻〻朝鮮問題の重要に及び止むを得ずして干戈に訴ふるに至りしものなりとは我國の貴て述べたる所にして讀者に於ても異論なかる可し攻戰爭は速戰速勝の有樣にして北京城下の盟も日を期して待つ可きのみなれば流石の支那人も今日と爲ては自から悔ゆるの外なきがごとくならん聞く所に據れば彼の當局者は頻りに外國人に泣付き日本に對して朝鮮の獨立を認め又今日までの軍費を賠償して平和の局を結ばんことを嘆願に及びたるよし其いよ〻〻窮したるを知るに足る可し嘗に憐れむ可きが如しと雖も今回の戰端は朝鮮問題より發したりとは云へ目下の次第に立至りながら國に朝鮮の獨立を認むるの一事（軍費の賠償は尋常のみどにして云ふに足らず）を以て和を請ふとは餘り無の書き話にして今や彼の四百餘州を蹂躪し去りて其土地を占領するは全く我權力に存して其だ自由なれども本來我國の目的は彼の無禮を懲らし飛來を戒しむる爲めにして敢て他志あるに非ざれば彼にして果して其非を悔い實際に改悟の實を表して降服を請ふに於ては朝鮮の獨立の如きは既に事實上に承認せられたるものにして今更ら請和の條件と爲す可きに非ざれば土地の割與なり條約の讓歩なり相當の謝罪を表するは無論なりとして其個條は姑く擱き我輩は其平和の終結に際し是等の個條の外に特に必要の一事を認むるものなり抑も國と國との交際は相互に敬重するの誠意を存するあり互に肝要にして若しも其誠意を欠くときは交際は決して永續するを得ず從來支那の暴動を見るに自尊自大、自から中華中國と稱して他を夷狄視し之を輕蔑するみと一方なら ず實に無禮の甚だしきものなり例へば日本が朝鮮の獨立を認めて條約を結び對等の交際を爲すや彼は傲然朝鮮を自國の屬邦なりと明言して國際法に於て許す可らざる暴戾狂癡の擧動を加へたる如き暴戾日本は其屬國と同等の地位に在るの事實を示して我を侮辱したるものに外なら ず又現に兩國の間に締結したる條約の文面に中日兩國なる記載して自から中國と稱したるは取りも直さず我を夷狄視したるものにして最も鄭重を要す可き條約の文面にさへ斯る文字を用ふるとは全く國交際の體儀を無視したるものと云はざるを得ず凡を是種の例を計ふれば其尋ひ可きもの一にして足らず彼の宣戰の布告に我國人を稱するに倭人の名を以てしたるが如き假令ひ戰爭の場合とは云へ無禮千萬の論法にして以て其平生の心掛を見るに足る可し豈支那人が唯我獨尊、言語に擧動に他國を輕蔑するは單に日本のみに非ず諸外國人に對するにも矢張り同一の筆法を以てするみどにして之を小兒の癇癪と笑ひ看過すれば敢て意に介するに足らざるが如くなれども我國に限りて之を不問に付するみと能はざるの道由あり之は外なら ず西洋諸國の如きは文字も迄ひ人種も別にして百般の慣習自から異なるが故に支那人が得意の筆法を逞ふして擧動の間に之を輕蔑するも西洋の人は之を野蠻國の常態と見て心にも餘めず實際の利害に關せざる限りは馬耳東風に付し去りて甚だ無頓着なれども日本人に於ては然るを得ず縱に彼と一衣帶水を隔つるの地位に國して然かも其言語擧動は一として一般國人の耳目に映響せざるはなし其極を唱へば西洋諸國の人々は恰も壁を隔てゝ微々たる影言を聞くと一般にして之を聞流すも敢て差支なけれども之に反して日本人は恰も面前に怒しめらるゝと同樣の次第なれば決して默々に付するを得ず畢竟今回の事を釀したる其原因も彼等が毎度無禮を働きて年來我感情を害したるが爲めにみそわれば いよ〻〻降服の實を表して平和の結局を告ぐるも彼等にして其言動を改めず依然我に對して自大自尊の態を存するに於ては兩國の交際は決して舊に復するみとを得べからず左れば今度の結局に際しては償金土地以下の如き降服の條件として我に收む可きもの少なからざる其上に從來の無禮を謝せしむるは勿論、陰にも陽にも我に對して此邊の心得違ひなきやう屹度誓はしむるみと永久の平和の爲めに必要なる可し

雜報

○軍機大臣新任　榮祿王奏訴は皇太后の懇旨に依り本月四日の上諭を以て軍機大臣に新任せられたりと云ふ

○仁尾主稅官の朝鮮行　大藏省主稅官兼書記官仁尾惟茂氏は此程朝鮮國差遣を命ぜられ來る二十五六日頃出發の豫定にて大藏屬中嶋大、同三輪一夫、同岩佐理藏の三氏も其隨行の務に秩掌し此道に堪へたる者なれども本來我國の目的中嶋、三輪、岩佐の三氏は仁尾氏の御用と云ふ一行の御用掛なりとて云ふ

○軍費金の獻納　公園內能樂堂に於て其上より高の內閣兼書記官仙兵部へ獻納せりと

○ビ公夫人死去　の電報なりとて東京ビ公の夫人は死去し

○清帝最近の勅電

（紐育ウォールド轉載）

原文畫譯

右張札　花餉

左同　賞役所

單入のものは義主李鴻章へ申込むべし

電文

指の長尺と共に豚尾有形の儘早々貢を此もの一書すべし

北京に於て

皇帝

李鴻章へ

參考（前月ウォールド漫畫）